

*Ogaki
Seino*

だいしんレポート

OGAKISEINO SHINKIN BANK

R E P O R T

2022

資料編

OGAKISEINO SHINKIN BANK REPORT 2022

資料編

CONTENTS

財務諸表	1
経理・経営の内容	6
預金に関する指数	7
貸出金に関する指数	8
有価証券に関する指数	9
有価証券・その他の業務に関する指数	11
信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権	12
報酬体系	13
連結財務諸表	14
当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー	
Ⅰ 単体における事業年度の開示事項	19
Ⅱ 連結における事業年度の開示事項	27
開示項目一覧	35

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		2020年度	2021年度
資産の部			
現 金	金	5,129	6,646
(※1) 預 け 金	金	188,885	166,336
買 入 金 銭 債 権		1,788	1,909
金 銭 の 信 託		0	—
有 価 証 券		279,552	298,660
国 債		27,289	40,082
地 方 債		28,873	29,000
社 債		116,480	119,689
株 式		3,615	2,889
そ の 他 の 証 券		103,293	106,999
貸 出 金		351,650	354,114
割 引 手 形		3,247	3,238
手 形 貸 付		18,073	16,562
証 書 貸 付		302,719	302,996
当 座 貸 越		27,609	31,316
外 国 為 替		167	142
外 国 他 店 預 け		167	142
そ の 他 資 産		5,280	4,994
(※2) 未 決 済 為 替 貸		186	174
信 金 中 金 出 資 金		3,415	3,415
前 払 費 用		9	7
未 収 収 益		809	745
金 融 派 生 商 品		—	0
そ の 他 の 資 産		860	651
有 形 固 定 資 産		5,853	5,901
建 物		1,316	1,426
土 地		3,869	3,850
リ ー ス 資 産		265	251
建 設 仮 勘 定		121	77
その他の有形固定資産		281	294
無 形 固 定 資 産		283	190
ソ フ ト ウ ェ ア		159	100
リ ー ス 資 産		107	75
その他の無形固定資産		16	14
(※3) 繰 延 税 金 資 産		—	177
債 務 保 証 見 返		483	565
貸 倒 引 当 金		△3,852	△3,392
(うち個別貸倒引当金)		△3,375	△2,951
資 産 の 部 合 計		835,224	836,247

預け金(※1)

日本銀行、信金中央金庫、その他の金融機関への預け金を計上しています。

未決済為替貸(※2)

お客様からの送金・取立等について、金融機関の間で資金決済されるまで、お客様への振り替え資金を当金庫が立て替えるための勘定です。

繰延税金資産(※3)

税引前当期純利益に対する税負担額を適正に表示するため、税効果会計を適用して法人税等の調整額を計上しています。

(単位:百万円)

科 目		2020年度	2021年度
負債の部			
預 金 積 金		772,258	775,296
当 座 預 金		30,776	33,428
普 通 預 金		298,767	317,999
貯 蓄 預 金		3,065	3,071
通 知 預 金		1,516	1,988
定 期 預 金		409,262	393,612
定 期 積 金		23,486	19,983
そ の 他 の 預 金		5,382	5,211
借 用 金		6,915	8,596
借 入 金		6,915	8,596
そ の 他 負 債		1,759	1,658
(※1) 未 決 済 為 替 借		289	258
未 払 費 用		249	194
(※2) 給 付 補 填 備 金		10	5
未 払 法 人 税 等		67	82
前 受 収 益		179	170
払 戻 未 済 金		35	33
職 員 預 り 金		385	380
金 融 派 生 商 品		—	0
リ ー ス 債 務		380	336
資 産 除 去 債 務		92	94
そ の 他 の 負 債		70	102
賞 与 引 当 金		323	318
役 員 賞 与 引 当 金		—	15
退 職 給 付 引 当 金		398	234
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		329	195
睡眠預金払戻損失引当金		39	35
偶 発 損 失 引 当 金		56	52
繰 延 税 金 負 債		972	—
再評価に係る繰延税金負債		279	279
債 務 保 証		483	565
負 債 の 部 合 計		783,815	787,247
(※3) 純資産の部			
出 資 金		3,090	3,077
普 通 出 資 金		3,090	3,077
利 益 剰 余 金		43,365	44,229
利 益 準 備 金		3,148	3,148
そ の 他 利 益 剰 余 金		40,217	41,081
特 別 積 立 金		39,250	39,850
当 期 未 処 分 剰 余 金		967	1,231
会 員 勘 定 合 計		46,455	47,307
その他有価証券評価差額金		4,293	1,033
土 地 再 評 価 差 額 金		659	659
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		4,953	1,692
純 資 産 の 部 合 計		51,408	49,000
負債及び純資産の部合計		835,224	836,247

未決済為替借(※1)

お客様からの送金・取立等について、資金を相手の金融機関に支払うまでの間、当金庫が一時的に保留するための勘定です。

給付補填備金(※2)

お預りした定期積金の掛け込み状況に基づいて、初回掛け込みから期末までに発生した未払利息相当額を計上しています。

純資産(※3)

当金庫の自己資本を処理するための勘定で、会員の皆さまから受け入れた出資金や、各年度の利益の積み立て額等を計上しています。

財務諸表

2021年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の数値がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は973百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分) 0.5043%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円

及び別途積立金93,511百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 12.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 13.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
- 14.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 15.外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- 16.消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
- 17.会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金(貸出金等に係るもの) △3,384百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の収益力の見通し」であり、債務者ごとに個別に評価し設定しています。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出金条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しています。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変更等により当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 18.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
- 19.子会社等の株式の総額 41百万円
- 20.子会社等に対する金銭債務総額 807百万円
- 21.有形固定資産の減価償却累計額 7,029百万円
- 22.有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
- 23.債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は616百万円、危険債権額は11,993百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 24.債権のうち、三月以上延滞債権額は74百万円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 25.債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,443百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 26.破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計は14,127百万円です。
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 27.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,238百万円です。
- 28.担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 501百万円
有価証券 12,537百万円
担保資産に対応する債務
預金 560百万円
借入金 8,596百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金171百万円が含まれています。

財務諸表

29.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、1,018百万円です。

30.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は3,190百万円です。

31.出資1口当たりの純資産額 796円15銭

32.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫では、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。

また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、24,424百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

33.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	166,336	166,236	△99
(2) 有価証券(*1)	298,107	298,187	79
満期保有目的の債券	4,717	4,796	79
その他有価証券	293,390	293,390	—
(3) 貸出金(*1)	354,114	△3,368	
貸倒引当金(*2)	350,745	351,577	831
金融資産計	815,189	816,001	811
(1) 預金積金(*1)	775,296	775,329	32
金融負債計	775,296	775,329	32

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。ただし、満期のある預け金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 34. から 36. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

財務諸表

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	41
非上場株式(*1)	88
非上場REIT(*2)	314
組合出資金(*3)	109
信金中金出資金(*3)	3,415
合 計	3,967

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)非上場REITについては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第26項に従い経過措置を適用した投資信託等の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしていません。

(*3)組合出資金及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	92,836	67,500	6,000	—
有価証券(*2)	19,194	73,394	75,391	67,921
満期保有目的の債券	1,159	2,654	773	134
その他有価証券のうち満期があるもの	18,034	70,739	74,617	67,787
貸出金(*3)	58,072	117,493	56,865	85,728
合 計	170,103	258,387	138,256	153,650

(*1)預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2)有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3)貸出金のうち、延滞している債権及び、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	676,183	95,562	—	—

(*)預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

34.有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 36. まで同様です。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	2,425	2,479	53
	社 債	799	806	6
	そ の 他	893	918	24
	小 計	4,118	4,203	84
	地 方 債	598	592	△5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	598	592	△5
	合 計	4,717	4,796	79

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,281	1,470	810
	債 券	96,014	94,249	1,764
	国 債	18,625	18,005	620
	地方債	16,165	15,824	340
	社 債	61,222	60,418	804
	そ の 他	36,453	33,685	2,767
	小 計	134,748	129,405	5,342
	合 計	293,390	292,048	1,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	478	516	△38
	債 券	88,934	90,112	△1,178
	国 債	21,456	21,980	△523
	地方債	9,810	9,886	△75
	社 債	57,667	58,245	△578
	そ の 他	69,229	72,012	△2,783
	小 計	158,642	162,642	△4,000
	合 計	293,390	292,048	1,342

35.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	404	204	16
債 券	280	—	19
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	280	—	19
そ の 他	0	0	0
合 計	685	204	36

36.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。当事業年度における減損処理額は、23百万円(うち、株式23百万円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

37.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は51,547百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,345百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

38.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	791 百万円
有価証券減損処理額	121
退職給付引当金損金算入限度超過額	63
減価償却超過額	159
賞与引当金損金算入限度超過額	86
その他	296
繰延税金資産小計	1,519
評価性引当額	△1,033
繰延税金資産合計	486
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	308
繰延税金負債合計	308
繰延税金負債の純額	177 百万円

39.収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権 13百万円

40.会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しています。なお、この変更による財務諸表への重要な影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

41.表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

財務諸表

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
経 常 収 益	9,260	8,677
(※1) 資 金 運 用 収 益	7,537	7,467
貸 出 金 利 息	4,194	4,063
預 け 金 利 息	175	183
有価証券利息配当金	3,075	3,131
その他の受入利息	90	89
(※2) 役 務 取 引 等 収 益	949	890
受 入 為 替 手 数 料	416	348
その他の役務収益	533	541
そ の 他 業 務 収 益	368	80
外国為替売買益	4	8
国債等債券売却益	282	0
国債等債券償還益	9	6
その他の業務収益	71	65
そ の 他 経 常 収 益	405	239
償 却 債 権 取 立 益	17	24
株 式 等 売 却 益	383	204
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	4	10
経 常 費 用	8,229	7,464
(※3) 資 金 調 達 費 用	155	84
預 金 利 息	144	77
給付補填備金繰入額	6	2
借 用 金 利 息	2	2
その他の支払利息	1	1
(※4) 役 務 取 引 等 費 用	719	686
支 払 為 替 手 数 料	189	158
その他の役務費用	529	527
そ の 他 業 務 費 用	1,087	427
国債等債券売却損	755	19
国債等債券償還損	328	400
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	3	7
経 常 費	5,995	5,671
人 件 費	3,661	3,528
物 件 費	2,238	1,947
税 金	95	195
そ の 他 経 常 費 用	272	594
貸倒引当金繰入額	206	461
貸 出 金 償 却	5	39
株 式 等 売 却 損	21	18
株 式 等 償 却	—	23
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	38	52
経 常 利 益	1,031	1,212
特 別 利 益	—	0
固 定 資 産 処 分 益	—	0
特 別 損 失	81	12
固 定 資 産 処 分 損	30	12
減 損 損 失	51	—
税 引 前 当 期 純 利 益	950	1,200
法人税、住民税及び事業税	186	230
法 人 税 等 調 整 額	57	43
法 人 税 等 合 計	244	274
当 期 純 利 益	706	926
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	280	305
土地再評価差額金取崩額	△19	0
当 期 末 処 分 剰 余 金	967	1,231

資金運用収益(※1)

貸出金や有価証券等の運用により受け入れる利息収入を計上しています。

役務取引等収益(※2)

振込み等の為替業務に係る手数料や、お客様への各種サービスに対して受け入れた手数料収入を計上しています。

資金調達費用(※3)

お預かりしているご預金の利息や、その他の資金調達に係る支払利息を計上しています。

役務取引等費用(※4)

為替業務や、サービスの提供を受けた対価として支払う手数料のほか、信用保証料の支払額等を計上しています。

2021年度(注)

1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「—」として表示しています。

2.子会社との取引による収益総額 1百万円

子会社との取引による費用総額 101百万円

3.出資1口当たりの当期純利益金額 15円01銭

4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、844,194千円です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	967	1,231
剰 余 金 処 分 額	661	961
普通出資に対する配当金	61	61
特 別 積 立 金	600	900
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	305	270

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査法人による外部監査を受けています。

経営の健全性・透明性を高めるために、一定の規模以上の信用金庫について信用金庫法第38条の2の規定に基づき会計監査人による外部監査が義務付けられています。当金庫は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は適正・適法に作成されている旨の監査意見をいただいています。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2022年6月20日

大垣西濃信用金庫

理事長 栗田 順公

経理・経営の内容

最近5年間の主要な経営指標の推移

単 位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経 常 収 益 (千円)	11,033,892	9,221,190	9,214,094	9,260,755	8,677,240
経常利益(△は経常損失) (千円)	1,115,729	904,349	790,291	1,031,704	1,212,714
当期純利益(△は当期純損失) (千円)	662,984	650,703	552,340	706,074	926,337
出 資 総 額 (百万円)	3,137	3,113	3,125	3,090	3,077
出 資 総 口 数 (百万口)	62	62	62	61	61
純 資 産 額 (百万円)	48,840	50,386	46,401	51,408	49,000
総 資 産 額 (百万円)	797,179	803,088	788,311	835,224	836,247
預 金 積 金 残 高 (百万円)	740,998	745,943	737,180	772,258	775,296
貸 出 金 残 高 (百万円)	334,780	332,649	340,947	351,650	354,114
有 価 証 券 残 高 (百万円)	277,327	289,709	272,779	279,552	298,660
単体自己資本比率 (%)	13.83	13.36	13.20	13.13	13.18
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役 員 数 (人)	13	11	12	11	11
うち、常勤役員数 (人)	12	10	11	10	10
職 員 数 (人)	547	540	520	484	472
会 員 数 (人)	67,864	67,100	67,482	66,786	66,625

利鞘・利益率

(単位:%)

	2020年度	2021年度
総 資 金 利 鞘	0.14	0.18
資 金 運 用 利 回	0.93	0.91
資 金 調 達 原 価 率	0.79	0.73
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08	0.11

(注)総資産経常(当期純)利益率は損失率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益又は損失}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

業務粗利益

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
資 金 運 用 収 支	7,382,090	7,383,246
資 金 運 用 収 益	7,537,255	7,467,854
資 金 調 達 費 用	155,165	84,608
役 務 取 引 等 収 支	230,595	203,854
役 務 取 引 等 収 益	949,613	890,124
役 務 取 引 等 費 用	719,017	686,270
そ の 他 の 業 務 収 支	△719,077	△347,051
そ の 他 業 務 収 益	368,263	80,200
そ の 他 業 務 費 用	1,087,340	427,252
業 務 粗 利 益	6,893,608	7,240,049
業 務 粗 利 益 率	0.85%	0.88%

(注)1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(2020年度0千円、2021年度 - 千円)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

		2020年度	2021年度
資 金 運 用 勘 定	平均残高	809,285	818,310
	利息	7,537,255	7,467,854
	利回り	0.93	0.91
う ち 貸 出 金	平均残高	343,297	342,947
	利息	4,194,892	4,063,532
	利回り	1.22	1.18
う ち 預 け 金	平均残高	185,259	185,794
	利息	175,802	183,705
	利回り	0.09	0.09
う ち 有 価 証 券	平均残高	275,848	284,151
	利息	3,075,637	3,131,514
	利回り	1.11	1.10
資 金 調 達 勘 定	平均残高	770,629	779,214
	利息	155,165	84,608
	利回り	0.02	0.01
う ち 預 金 積 金	平均残高	765,889	772,008
	利息	150,622	80,219
	利回り	0.01	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回り	—	—
う ち 借 用 金	平均残高	4,343	6,802
	利息	2,574	2,390
	利回り	0.05	0.03

(単位:平均残高・百万円、利息・千円)

		2020年度	2021年度
無 利 息 預 け 金	平均残高	470	484
金銭の信託運用見合額	平均残高	0	0
金銭の信託運用見合費用	利息	0	—

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ次のとおり控除して表示しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
業 務 純 益	959,893	1,605,192
実 質 業 務 純 益	920,847	1,570,409
コ ア 業 務 純 益	1,712,665	1,983,799
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,210,643	1,558,716

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経理・経営の内容

受取・支払利息の分析

(単位:千円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	283,554	△511,344	△227,790	82,362	△151,763	△69,401
うち 貸 出 金	214,876	△233,235	△18,359	△4,146	△127,213	△131,360
うち 預 け 金	18,433	△45,093	△26,659	528	7,373	7,902
うち 有 価 証 券	△80,448	△104,820	△185,269	91,502	△35,625	55,877
支 払 利 息	5,884	△65,320	△59,435	932	△71,489	△70,556
うち 預 金 積 金	5,037	△64,402	△59,364	635	△71,038	△70,402
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	2,124	△2,311	△187	864	△1,048	△184

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

経費の内訳

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
人 件 費	3,661,122	3,528,479
報 酬 給 与 手 当	2,869,574	2,772,393
そ の 他	791,548	756,085
物 件 費	2,238,215	1,947,028
事 務 費	1,043,034	852,851
固 定 資 産 費	424,071	381,181
事 業 費	145,919	116,761
人 事 厚 生 費	41,491	38,285
減 価 償 却 費	347,990	328,951
そ の 他	235,708	228,997
税 金	95,964	195,998
合 計	5,995,302	5,671,506

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	515	476	—	515	476
	2021年度	476	441	—	476	441
個別貸倒引当金	2020年度	3,253	3,375	123	3,130	3,375
	2021年度	3,375	2,951	920	2,455	2,951
合 計	2020年度	3,768	3,852	123	3,645	3,852
	2021年度	3,852	3,392	920	2,931	3,392

(注) 貸出債権等について償却等の処理をした債務者に対して過年度に引当てた個別貸倒引当金がある場合は、これを取崩して償却等処理額に充当し決算書において相殺していますが、この場合の個別貸倒引当金取崩額を「当期減少額」の「目的使用」欄に記載しています。

また、「当期減少額」の「その他」欄は、洗替による戻入額です。

なお、「当期増加額」欄の繰入額から当期減少額の「その他」欄の取崩額を差し引いた純繰入額の損益計算書の表示については、純繰入額がプラスの場合は「その他経常費用」中の「貸倒引当金繰入額」に、マイナスの場合は「その他経常収益」中の「貸倒引当金戻入益」に計上します。

貸出金償却

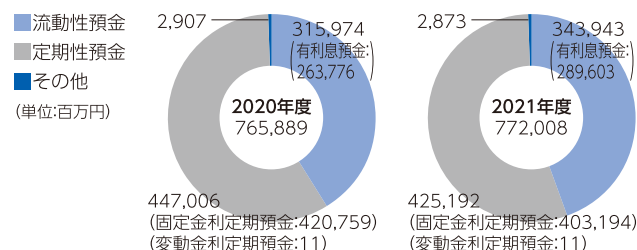
(単位:千円)

	2020年度	2021年度
貸 出 金 償 却 額	5,168	39,158

(注) 貸出金償却額は、償却した債権額に対して過年度に個別貸倒引当金を計上している場合は、償却債権額に見合う当該当金の取崩額と相殺しています。

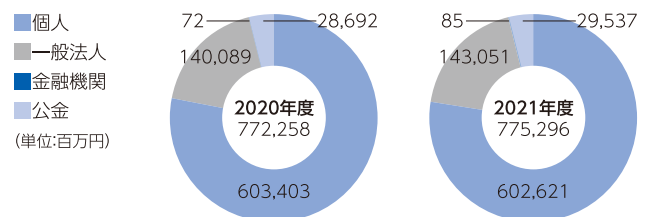
預金に関する指数

預金・譲渡性預金平均残高



(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. その他＝別段預金＋納税準備預金＋外貨預金
 4. 譲渡性預金は、2020年度、2021年度とも取扱い残高はありません。
 5. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別預金残高



定期預金残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
定 期 預 金	409,262	393,612
固定金利定期預金	409,246	393,597
変動金利定期預金	11	10
そ の 他	4	4

貸出金に関する指数

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
手形貸付	18,693	17,390
証書貸付	298,030	299,273
当座貸越	23,556	23,593
割引手形	3,017	2,689
合 計	343,297	342,947

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
		構成比(%)		構成比(%)
設備資金	181,342	51.56	182,495	51.53
運転資金	170,307	48.43	171,618	48.46
合 計	351,650	100.00	354,114	100.00

貸出金残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
貸 出 金	351,650	354,114
うち変動金利	91,779	85,216
うち固定金利	259,870	268,897

(注)残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別はしていません。

会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
会 員 貸 出	297,017	295,163
会 員 外 貸 出	54,632	58,951
合 計	351,650	354,114

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
消費者ローン	7,706	7,306
住宅ローン	106,600	109,470
合 計	114,307	116,779

貸出金業種別内訳

	2020年度			2021年度		
	貸出先数(件)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出先数(件)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製 造 業	905	53,839	15.31	867	50,415	14.23
農 業、林 業	34	798	0.22	34	799	0.22
漁 業	2	14	0.00	3	18	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6	1,486	0.42	6	1,388	0.39
建 設 業	1,240	27,841	7.91	1,227	28,404	8.02
電気・ガス・熱供給・水道業	17	579	0.16	18	538	0.15
情 報 通 信 業	27	612	0.17	29	567	0.16
運 輸 業、郵 便 業	160	7,914	2.25	160	7,740	2.18
卸 売 業、小 売 業	963	26,508	7.53	934	26,325	7.43
金 融 業、保 険 業	39	22,757	6.47	34	28,656	8.09
不 動 産 業	617	36,129	10.27	579	35,574	10.04
物 品 賃 貸 業	19	3,161	0.89	21	3,142	0.88
学術研究、専門・技術サービス業	143	2,698	0.76	142	3,485	0.98
宿 泊 業	6	152	0.04	5	118	0.03
飲 食 業	377	4,186	1.19	365	3,892	1.09
生活関連サービス業、娯楽業	265	2,884	0.82	250	2,621	0.74
教 育、学 習 支 援 業	42	1,103	0.31	47	1,205	0.34
医 療、福 祉	269	10,465	2.97	267	9,932	2.80
そ の 他 の サ ー ビ ス	276	6,936	1.97	282	6,965	1.96
地 方 公 共 団 体	23	23,423	6.66	24	21,928	6.19
個 人	16,420	118,152	33.59	15,642	120,391	33.99
合 計	21,850	351,650	100.00	20,936	354,114	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金に関する指数

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
当 金 庫 預 金 積 金	2,110	1,830	18	40
有 価 証 券	138	126	—	—
動 産	1,484	1,626	—	—
不 動 産	93,533	89,246	113	153
そ の 他	—	—	—	—
計	97,267	92,829	131	194
信用保証協会・信用保険	147,779	150,167	—	—
保 証	42,589	39,450	167	158
信 用	64,013	71,666	185	212
合 計	351,650	354,114	483	565

預貸率

(単位:%)

		2020年度	2021年度
預貸率	期 末 値	45.53	45.67
	期中平均値	44.82	44.42

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

代理貸付内訳別残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
信 金 中 央 金 庫	119	103
日本政策金融公庫	608	612
住宅金融支援機構	5,450	5,037
福 祉 医 療 機 構	106	87
合 計	6,283	5,840

有価証券に関する指数

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国 債	26,661	29,487
地 方 債	31,947	28,973
社 債	115,530	118,762
株 式	2,464	2,239
外 国 証 券	60,021	69,788
そ の 他 の 証 券	39,222	34,898
合 計	275,848	284,151

商品有価証券・平均残高

該当ありません。

預証率

(単位:%)

		2020年度	2021年度
預証率	期 末 値	36.19	38.52
	期中平均値	36.01	36.80

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

売買目的有価証券 該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	3,969	4,052	82	2,425	2,479	53
	社 債	1,200	1,216	16	799	806	6
	そ の 他	887	935	47	893	918	24
	小 計	6,057	6,203	145	4,118	4,203	84
時価が貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	598	592	△5
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	598	592	△5
合 計		6,057	6,203	145	4,717	4,796	79

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めていません。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

有価証券に関する指数

子会社・関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,027	1,705	1,321	2,281	1,470	810
	債 券	129,224	126,539	2,685	96,014	94,249	1,764
	国 債	26,681	25,743	937	18,625	18,005	620
	地 方 債	20,876	20,372	503	16,165	15,824	340
	社 債	81,667	80,422	1,244	61,222	60,418	804
	そ の 他	65,174	61,764	3,410	36,453	33,685	2,767
	小 計	197,426	190,008	7,417	134,748	129,405	5,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	459	522	△62	478	516	△38
	債 券	38,248	38,617	△368	88,934	90,112	△1,178
	国 債	607	610	△2	21,456	21,980	△523
	地 方 債	4,027	4,044	△16	9,810	9,886	△75
	社 債	33,613	33,962	△349	57,667	58,245	△578
	そ の 他	36,916	38,106	△1,189	69,229	72,012	△2,783
	小 計	75,625	77,246	△1,621	158,642	162,642	△4,000
合 計		273,051	267,254	5,796	293,390	292,048	1,342

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めていません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
子会社・子法人等株式	41	41
非 上 場 株 式	88	88
非 上 場 R E I T	314	314
組 合 出 資 金	—	109
信 金 中 金 出 資 金	—	3,415
合 計	443	3,967

(注) 2021年度より時価算定会計基準を導入し、組合出資金、信金中金出資金については、市場価格のないものとしています。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

2020年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	6,006	8,130	699	—	700	11,752	—	27,289
地 方 債	3,066	5,707	6,434	1,840	7,618	4,206	—	28,873
社 債	9,672	15,794	24,054	15,329	22,693	28,935	—	116,480
株 式	—	—	—	—	—	—	3,615	3,615
外 国 証 券	2,881	13,476	7,877	6,381	8,460	10,443	14,700	64,221
その他の証券	2,971	293	7,345	8,645	2,809	1,111	15,895	39,071
2021年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	3,690	4,541	484	682	1,574	29,108	—	40,082
地 方 債	2,679	7,235	3,399	3,493	8,080	4,111	—	29,000
社 債	7,273	20,698	17,469	20,936	27,235	26,075	—	119,689
株 式	—	—	—	—	—	—	2,889	2,889
外 国 証 券	5,614	11,374	8,714	6,459	7,029	9,461	24,205	72,859
その他の証券	0	622	9,593	1,951	2,637	1,061	18,273	34,139

金銭の信託

(1)運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2020年度		2021年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
0	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、取得価額となっています。

(2)満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

(3)その他の金銭の信託 該当ありません。

有価証券・その他の業務に関する指数

デリバティブ取引

(単位:百万円)

取引区分			2020年度				2021年度			
			契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭取引	金利関連取引	買	-	-	-	-	-	-	-	-
		売	-	-	-	-	-	-	-	-
	通貨関連取引	買	-	-	-	-	7	-	7	0
		売	-	-	-	-	16	-	16	0
	株式関連取引	買	-	-	-	-	-	-	-	-
		売	-	-	-	-	-	-	-	-
	債券関連取引	買	-	-	-	-	-	-	-	-
		売	-	-	-	-	-	-	-	-
	商品関連取引	買	-	-	-	-	-	-	-	-
		売	-	-	-	-	-	-	-	-
	クレジットデリバティブ取引	買	-	-	-	-	-	-	-	-
		売	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1.時価の算定については、期末日における割引現在価値、市場価格等に基づいています。 3.通貨関連取引は、先物為替予約にかかる取引です。
 2.先物為替予約については、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しています。

公共債引受実績

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国債引受額	-	-
地方債引受額	2,470	1,880
政府保証債引受額	-	-
公共債引受額	2,470	1,880

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国債窓販額	174	124

投資信託窓販実績

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
投資信託窓販額	6,690	4,549

国内為替取扱実績

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込仕向	932,518	517,431	905,059	528,747
送金・振込被仕向	1,160,990	620,396	1,134,577	619,428
代金取立仕向	44,397	43,189	38,945	39,684
代金取立被仕向	43,785	33,448	38,797	29,331
合 計	2,181,690	1,214,465	2,117,378	1,217,192

外国為替取扱実績

(単位:千米ドル)

	2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	322	8,806	293	7,453
被仕向為替	140	4,483	121	5,576
合 計	462	13,289	414	13,030

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	2020年度	2021年度
外貨建資産残高	6,840	6,261

信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	構成比	(b)	保 全 額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
					担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	1,005	0.28%	1,005	587	417	100.00%	100.00%
	2021年度	616	0.17%	616	456	159	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2020年度	11,619	3.27%	10,339	7,385	2,953	88.98%	69.76%
	2021年度	11,993	3.35%	10,843	8,060	2,782	90.41%	70.76%
要 管 理 債 権	2020年度	1,438	0.41%	721	595	125	50.14%	14.89%
	2021年度	1,517	0.42%	741	622	118	48.83%	13.23%
三 月 以 上 延 滞 債 権	2020年度	53	0.02%	48	43	4	90.13%	46.91%
	2021年度	74	0.02%	68	62	5	91.70%	48.44%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2020年度	1,384	0.39%	672	552	120	48.59%	14.50%
	2021年度	1,443	0.40%	672	559	112	46.60%	12.75%
小 計 (A)	2020年度	14,063	3.96%	12,066	8,569	3,496	85.79%	63.64%
	2021年度	14,127	3.95%	12,200	9,139	3,060	86.36%	61.37%
正 常 債 権 (B)	2020年度	340,904	96.04%					
	2021年度	343,846	96.05%					
総与信残高(A)+(B)	2020年度	354,968	100.00%					
	2021年度	357,973	100.00%					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

報酬体系

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1 報酬体系の概要

基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	216

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は3名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「賞与(引当金を含む)」14百万円、「退職慰労金(引当金を含む)」58百万円となっています。

※「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3 その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

連結財務諸表

当連結会計年度の事業の概要

令和4年3月期の当金庫グループの預金残高は、7,748億円と前期比30億円の増加、貸出金残高は3,541億円と前期比24億円の増加となりました。

損益面では、業務効率化等による経費の削減により、経常利益は12億26百万円と前期比1億82百万円の増加となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、9億29百万円と前期比2億21百万円の増加となりました。

直近の連結会計年度に係る主要な経営指標 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連結経常収益	11,135	9,377	9,382	9,438	8,853
連結経常利益 (△は連結経常損失)	1,132	916	801	1,043	1,226
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は親会社株主に 帰属する当期純損失)	666	652	554	708	929
連結純資産額	49,143	50,697	46,717	51,723	49,322
連結総資産額	798,731	805,249	790,659	837,532	838,288
連結自己資本比率	13.84%	13.34%	13.17%	13.09%	13.15%

連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 だいしんビジネスサービス株式会社
だいしんリース株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 3月末日 2社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
資産の部		
現金及び預け金	194,015	172,983
買入金銭債権	1,788	1,909
金銭の信託	0	—
有価証券	279,687	298,791
貸出金	351,650	354,114
外国為替	167	142
その他の資産	7,476	6,927
有形固定資産	5,849	5,888
建物	1,316	1,426
土地	3,869	3,850
リース資産	260	238
建設仮勘定	121	77
その他の有形固定資産	281	294
無形固定資産	271	188
ソフトウェア	159	100
リース資産	95	73
その他の無形固定資産	16	14
繰延税金資産	—	175
債務保証見返	483	565
貸倒引当金	△3,858	△3,397
資産の部合計	837,532	838,288

科 目	2020年度	2021年度
負債の部		
預金積金	771,824	774,825
借入金	6,915	8,596
外国為替	—	—
その他の負債	4,182	3,846
賞与引当金	324	319
役員賞与引当金	17	15
退職給付引当金	398	234
役員退職慰労引当金	329	195
睡眠預金払戻損失引当金	39	35
偶発損失引当金	56	52
繰延税金負債	975	—
再評価に係る繰延税金負債	279	279
債務保証	483	565
負債の部合計	785,808	788,966

純資産の部		
出資金	3,089	3,077
利益剰余金	43,453	44,321
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	46,542	47,398
その他有価証券評価差額金	4,296	1,036
土地再評価差額金	659	659
評価・換算差額等合計	4,955	1,695
非支配株主持分	224	228
純資産の部合計	51,723	49,322
負債及び純資産の部合計	837,522	838,288

連結財務諸表

2021年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の数値がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 当金庫の貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は973百万円です。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てています。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 当金庫の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務債務 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(令和3年3月分) 0.0503%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百

万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金98百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期事業年度の費用に計上しています。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金(貸出金に係るもの) △3,388百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の収益力の見通し」であり、債務者ごとに個別に評価し設定しています。債務者区分の判定においては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出金条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しています。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変更等により当初の見積りにも用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 当金庫の理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,029百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
- 貸借対照表に計上していない保証債務残高 136百万円
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は616百万円、危険債権額は11,993百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額は74百万円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,443百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計は14,127百万円です。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,238百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 501百万円
有価証券 12,537百万円
担保資産に対応する債務
預金 560百万円
借入金 8,596百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。また、その他資産には、保証金171百万円が含まれています。

連結財務諸表

28.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は1,018百万円です。

29.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は3,190百万円です。

30.出資1口当たりの純資産額 797円71銭

31.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当グループでは、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当グループは、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。当グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、24,499百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループは、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

32.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	166,336	166,236	△99
(2) 有価証券(*1)	298,279	298,359	79
満期保有目的の債券	4,717	4,796	79
その他有価証券	293,562	293,562	—
(3) 貸出金(*1)	354,114		
貸倒引当金(*2)	△3,368		
	350,745	351,577	831
金融資産計	815,361	816,173	811
(1) 預金積金(*1)	774,825	774,858	32
金融負債計	774,825	774,858	32

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。ただし、満期のある預金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価額によります。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 33. から 35. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

連結財務諸表

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	88
非上場REIT(*2)	314
組合出資金(*3)	109
信金中金出資金(*3)	3,415
合 計	3,926

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 非上場REITについては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第26項に従い経過措置を適用した投資信託等の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 組合出資金及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)		92,836	67,500	6,000	—
有価証券(*2)		19,194	73,394	75,541	67,921
満期保有目的の債券		1,159	2,654	773	134
その他有価証券のうち満期があるもの		18,034	70,739	74,767	67,787
貸出金(*3)		58,072	117,493	56,865	85,728
合 計		170,103	258,387	138,406	153,650

(*1) 預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権、延滞している債権、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 預金積金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)		675,713	95,561	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

33. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 35. まで同様です。

満期保有目的の債券		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,425	2,479	53
	社債	799	806	6
	その他	893	918	24
	小 計	4,118	4,203	84
	小 計	4,118	4,203	84
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	598	592	△5
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	598	592	△5
	小 計	598	592	△5
合 計		4,717	4,796	79

その他有価証券		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,282	1,470	811
	債券	96,185	94,408	1,776
	国債	18,796	18,165	631
	地方債	16,165	15,824	340
	社債	61,222	60,418	804
	その他	36,453	33,685	2,767
	小 計	134,920	129,565	5,355
	小 計	134,920	129,565	5,355
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	478	516	△38
	債券	88,934	90,112	△1,178
	国債	21,456	21,980	△523
	地方債	9,810	9,886	△75
	社債	57,667	58,245	△578
	その他	69,229	72,012	△2,783
	小 計	158,642	162,642	△4,000
	小 計	158,642	162,642	△4,000
合 計		293,562	292,207	1,354

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	404	204	16
債券	280	—	19
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	280	—	19
その他	0	0	0
合 計	685	204	36

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、23百万円(うち、株式23百万円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は51,547百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,345百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりです。

退職給付債務	2,952百万円
年金資産(時価)	3,450
未積立退職給付債務	△497
未認識数理計算上の差異	△874
未認識過去勤務債務(債務の減額)	141
連結貸借対照表計上額の純額	△234
退職給付引当金	△234

38. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権 13百万円

39. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結事業年度の期首から適用し、当金庫の消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しています。なお、この変更による財務諸表への重要な影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

40. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

連結財務諸表

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
経 常 収 益	9,438	8,853
資 金 運 用 収 益	7,538	7,469
貸 出 金 利 息	4,194	4,063
預 け 金 利 息	175	183
有価証券利息配当金	3,077	3,133
その他の受入利息	90	89
役 務 取 引 等 収 益	949	889
そ の 他 業 務 収 益	544	255
そ の 他 経 常 収 益	405	239
償 却 債 権 取 立 益	17	24
その他の経常収益	387	214
経 常 費 用	8,394	7,627
資 金 調 達 費 用	155	84
預 金 利 息	144	77
給付補填金繰入額	6	2
借 用 金 利 息	2	2
その他の支払利息	1	1
役 務 取 引 等 費 用	719	686
そ の 他 業 務 費 用	1,237	579
経 常 費	6,009	5,684
そ の 他 経 常 費 用	273	592
貸倒引当金繰入額	208	459
その他の経常費用	65	133
経 常 利 益	1,043	1,226
特 別 利 益	—	0
固 定 資 産 処 分 益	—	0
特 別 損 失	81	12
固 定 資 産 処 分 損	30	12
減 損 損 失	51	—
税金等調整前当期純利益	961	1,214
法人税、住民税及び事業税	189	233
法 人 税 等 調 整 額	57	43
法 人 税 等 合 計	246	277
当 期 純 利 益	715	936
非支配株主に帰属する当期純利益	6	6
親会社株主に帰属する当期純利益	708	929

2021年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「—」として表示しています。
- 出資1口当たり当期純利益金額 15円06銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、843,885千円です。

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	42,819	43,453
利益剰余金増加高	722	930
親会社に帰属する当期純利益	708	929
そ の 他	14	0
利益剰余金減少高	88	61
配 当 金	62	61
そ の 他	26	—
利益剰余金期末残高	43,453	44,321

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結リスク管理債権

連結対象の子会社及び子法人等には貸出債権がありませんので、当金庫単体の計数と同様です。

事業の種類別セグメント情報

(単位:百万円)

	2020年度					
	信用 金庫業	リース業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
I 経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	9,258	169	9	9,438	—	9,438
(2)セグメント間の内部経常収益	2	30	126	158	(158)	—
計	9,260	200	136	9,596	(158)	9,438
経常費用	8,229	188	135	8,552	(158)	8,394
経常利益	1,031	11	0	1,044	(0)	1,043
II 資産						
(1)資産	835,224	3,141	39	838,405	(872)	837,532

	2021年度					
	信用 金庫業	リース業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
I 経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	8,675	171	6	8,853	—	8,853
(2)セグメント間の内部経常収益	2	27	100	129	(129)	—
計	8,677	198	107	8,983	(129)	8,853
経常費用	7,464	185	106	7,756	(129)	7,627
経常利益	1,212	13	0	1,226	(0)	1,226
II 資産						
(1)資産	835,224	2,921	39	838,185	(△103)	838,288

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額(注1)、非予想損失額(注2)を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(注1) 予想損失額: 一定の期間に発生すると予想される損失額の平均値である信用コスト部分

(注2) 非予想損失額: 一定の期間に発生し得る損失の最大値から予想損失額を差し引いた狭義の信用リスク部分

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6 証券化エクスポートに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポートおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートについては、市場部門において当該証券化エクスポート及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については「事務リスク管理規定」等に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

8 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針
リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。
期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法
資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項
 - ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提
リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度末の開示からの変動はありません。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。
- (2) その他の金利リスク計測について
 - ① 金利ショック
当金庫では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日（1年）及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日（6か月）としています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2020年度	2021年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,393	47,245
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,090	3,077
うち、利益剰余金の額	43,365	44,229
うち、外部流出予定額(△)	61	61
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	476	441
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	476	441
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	126	84
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	46,997	47,772
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	206	138
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	206	138
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	206	138
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	46,790	47,633
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	341,865	346,720
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,095	△3,087
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,033	△4,025
うち、上記以外に該当するものの額	938	938
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,431	14,491
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	356,297	361,211
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.13%	13.18%

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 「オペレーショナル・リスク」とは、金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象による損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

3. 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています。)

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	341,865	13,674	346,720	13,868
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	320,729	12,829	318,385	12,735
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	12	241	9
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	283	11	292	11
我が国の政府関係機関向け	1,074	42	772	30
地方三公社向け	417	16	414	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,798	1,671	38,757	1,550
法人等向け	127,447	5,097	131,948	5,277
中小企業等向け及び個人向け	85,289	3,411	85,042	3,401
抵当権付住宅ローン	8,683	347	8,262	330
不動産取得等事業向け	22,083	883	20,847	833
3月以上上延滞等	443	17	489	19
取立未済手形	37	1	34	1
信用保証協会等による保証付	1,434	57	1,364	54
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,467	98	2,223	88
出資等のエクスポージャー	2,467	98	2,223	88
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	28,967	1,158	27,693	1,107
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,737	509	11,722	468
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	819	32	647	25
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,610	464	11,522	460
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
	非 S T C 要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ー1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
③ー2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	24,231	969	31,422	1,256
ルール・ベース方式	24,231	969	31,422	1,256
マシナリー方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	938	37	938	37
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,033	△161	△4,025	△161
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,431	577	14,491	579
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	356,297	14,251	361,211	14,448

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

4. 「3月以上上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産等のリスク・アセットを合計しています。

6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー										
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引												
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度									
国	内	746,579	746,257	352,272	354,816	187,420	205,792	－	0	487	602									
国	外	34,831	34,079	－	－	34,831	34,079	－	－	－	－									
そ	の	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									
地	域	別	合	計	781,411	780,336	352,272	354,816	222,251	239,871	－	0	487	602						
製	造	業	89,619	87,863	53,940	50,529	35,679	37,333	－	0	105	216								
農	業	、	林	業	819	819	819	819	－	－	－	－	4	4						
漁	業	14	18	14	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－						
鉱業、採石業、砂利採取業	1,601	1,508	1,501	1,408	100	100	－	－	－	－	－	－	－	－						
建	設	業	31,254	34,367	28,002	28,639	3,251	5,728	－	－	21	4								
電気・ガス・熱供給・水道業	10,349	11,907	579	538	9,769	11,369	－	－	－	－	－	－	－	－						
情	報	通	信	業	7,405	7,781	612	567	5,880	6,381	－	－	－	－						
運	輸	業	、	郵	便	業	34,580	33,633	7,915	7,775	26,664	25,857	－	－						
卸	売	業	、	小	売	業	38,136	37,021	26,512	26,328	11,624	10,692	－	－						
金	融	業	、	保	険	業	268,885	254,356	22,810	28,703	53,029	55,180	－	0						
不	動	産	業	47,096	44,390	36,214	35,596	10,882	8,793	－	－	72	34							
物	品	賃	貸	業	9,367	9,846	3,161	3,142	5,829	6,127	－	－	－	－						
学術研究、専門・技術サービス業	3,249	4,037	2,699	3,486	550	550	－	－	－	－	－	－	－	－						
宿	泊	業	152	118	152	118	－	－	－	－	－	－	－	－						
飲	食	業	4,212	3,910	4,212	3,910	－	－	－	－	9	19								
生活関連サービス業、娯楽業	3,686	2,825	2,885	2,625	800	200	－	－	－	－	54	89								
教	育	、	学	習	支	援	業	1,204	1,306	1,104	1,206	100	100	－	－					
医	療	、	福	祉	10,486	9,962	10,486	9,962	－	－	－	－	－	－	－					
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	7,489	7,106	6,935	6,965	554	140	－	－					
国・地方公共団体等	80,975	93,257	23,439	21,942	57,535	71,314	－	－	－	－	－	－	－	－						
個	人	118,272	120,530	118,272	120,530	－	－	－	－	－	195	231								
そ	の	他	12,552	13,766	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－						
業	種	別	合	計	781,411	780,336	352,272	354,816	222,251	239,871	－	0	487	602						
1	年	以	下	174,661	143,386	33,476	30,818	21,143	18,678	－	0									
1	年	超	3	年	以	下	124,556	132,464	17,652	21,103	41,825				42,789	－	－			
3	年	超	5	年	以	下	68,959	59,650	30,689	30,228	38,152				29,113	－	－			
5	年	超	7	年	以	下	56,595	61,034	33,612	29,562	22,920				31,462	－	－			
7	年	超	1	0	年	以	下	91,993	98,279	44,819	46,157				41,169	46,117	－	－		
1	0	年	超	218,591	234,719	164,389	165,606	54,202	69,112	－	－									
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	33,905	37,370				27,633	31,339	2,837	2,596	－	－
そ	の	他	12,147	13,431	－	－	－	－	－	－	－				－	－	－	－		
残	存	期	間	別	合	計	781,411	780,336	352,272	354,816	222,251				239,871	－	0			

- (注) 1. 「コミットメント」とは、お客様と金融機関との間で予め期間・融資枠を設定し、その範囲内であればお客様の請求に基づき金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
2. 「デリバティブ取引」(＝派生商品取引)とは、有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指しします。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
3. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
4. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△39	476	△35	441
個別貸倒引当金	122	3,375	△424	2,951
合計	84	3,852	△460	3,392

△ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	185	△843	2,594	1,752	－	11
農業、林業	3	5	3	8	0	－
漁業	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	△21	29	26	56	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	10	－	10	－	2
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	8	9	21	30	－	－
卸売業、小売業	29	△22	82	60	－	5
金融業、保険業	－	0	－	0	－	－
不動産業	△108	329	348	677	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	2	△7	11	4	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－
飲食業	20	△11	39	28	1	－
生活関連サービス業、娯楽業	9	38	25	63	－	－
教育、学習支援業	－	11	－	11	－	－
医療、福祉	2	16	11	27	－	－
その他のサービス	△2	3	5	10	－	1
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	△3	5	206	211	3	16
合計	122	△424	3,375	2,951	5	39

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

□ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	－	178,520	300	189,971
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	27,970	100	24,328
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	37,937	186,700	40,848	168,757
35% (抵当権付住宅ローン)	－	24,809	－	23,606
50% (格付適用債券、3月以上延滞債権)	91,387	12	102,212	8
75% (中小企業等・個人向け債権)	－	100,000	－	96,909
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3月以上延滞債権等)	14,860	116,193	12,344	118,524
150% (3月以上延滞債権)	－	183	－	160
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	－	2,733	－	2,264
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	－	－	－	－
その他 (上記区分に該当しないもの)	－	－	－	－
合計	781,411		780,336	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。

「適格格付機関」とは、自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らし適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 3月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,611	2,549	32,495	34,936	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。但し、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺があります。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	0

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
① 派生商品取引合計	—	0	—	0
(i) 外国為替関連取引	—	0	—	0
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	0	—	0

- (注) 1. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品契約を再度構築するのに必要なコスト金額のことです。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
 3. 「カレント・エクスポージャー」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことで、契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2020年度		2021年度		2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,126	4,126	3,423	3,423
非上場株式等	3,559	—	3,555	—
合 計	7,686	—	6,979	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売 却 益	80	203
売 却 損	19	16
償 却	—	23

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	1,419	956

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	51,920	57,852
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ハ		ニ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	24,484	20,992	924	722
2	下方パラレルシフト	0	0	0	50
3	スティープ化	20,670	16,562		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	4,370	3,396		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	24,484	20,992	924	722
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	47,633		46,790	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 連結の範囲に関する事項

1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス(株)」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配金業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証券資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス(株)が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同項第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

4 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター (R&I)
- ・ スタンダード&プアーズ (S&P)
- ・ 日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ (Moody's)

8 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しています。

9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況につ

いては、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

10 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法

資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提

リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度末の開示からの変動はありません。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。

(2) その他の金利リスク計測について

① 金利ショック

当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

② 金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。

また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2020年度	2021年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,474	47,337
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,089	3,077
うち、利益剰余金の額	43,446	44,321
うち、外部流出予定額(△)	61	61
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は、評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 少 数 株 主 持 分 の 額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	479	444
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	479	444
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	126	84
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	65	44
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	47,145	47,910
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	203	137
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	203	137
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	203	137
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	46,941	47,773
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	344,134	348,702
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,095	△3,087
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,033	△4,025
うち、上記以外に該当するものの額	938	938
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,473	14,537
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	358,608	363,239
連 結 自 己 資 本 比 率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	13.09%	13.15%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています。)
3. 用語の説明については、[I. 単体における事業年度の開示事項]に記載していますのでご参照下さい。(以下の表についても同様です。)

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
(注) その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	344,134	13,765	348,702	13,948
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	322,997	12,919	320,367	12,814
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	12	241	9
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	283	11	292	11
我が国の政府関係機関向け	1,074	42	772	30
地方三公社向け	417	16	414	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,798	1,671	38,757	1,550
法人等向け	127,447	5,097	131,948	5,277
中小企業等向け及び個人向け	85,415	3,416	85,145	3,405
抵当権付住宅ローン	8,683	347	8,262	330
不動産取得等事業向け	22,083	883	20,847	833
3月以上上延滞等	443	17	489	19
取立未済手形	37	1	34	1
信用保証協会等による保証付	1,434	57	1,364	54
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,426	97	2,182	87
出資等のエクスポージャー	2,426	97	2,182	87
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,150	1,246	29,613	1,184
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	12,737	509	11,722	468
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	822	32	650	26
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	13,791	551	13,440	537
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
	非 S T C 要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	24,231	969	31,422	1,256
ルール・ベース方式	24,231	969	31,422	1,256
マシナリー方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	938	37	938	37
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,033	△161	△4,025	△161
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,473	578	14,537	581
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	358,608	14,344	363,239	14,529

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産、転リースに係るリース投資資産(リース債権)等のリスク・アセットを合計しています。

3. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

4. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー							
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引									
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度						
国	内	749,052	748,433	352,441	354,952	187,539	205,910	－	0	487	602						
国	外	34,831	34,079	－	－	34,831	34,079	－	－	－	－						
そ	の	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－						
地	域	別	合	計	783,884	782,512	352,441	354,952	222,371	239,989	－	0	487	602			
製	造	業	89,619	87,863	53,940	50,529	35,679	37,333	－	0	105	216					
農	業	、	林	業	819	819	819	819	－	－	－	－	4	4			
漁	業	14	18	14	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
鉱業、採石業、砂利採取業	1,601	1,508	1,501	1,408	100	100	－	－	－	－	－	－	－	－			
建	設	業	31,254	34,367	28,002	28,639	3,251	5,728	－	－	21	4					
電気・ガス・熱供給・水道業	10,349	11,907	579	538	9,769	11,369	－	－	－	－	－	－	－	－			
情	報	通	信	業	7,405	7,781	612	567	5,880	6,381	－	－	－	－			
運	輸	業	、	郵	便	業	34,580	33,633	7,915	7,775	26,664	25,857	－	－	－	－	
卸	売	業	、	小	売	業	38,136	37,021	26,512	26,328	11,624	10,692	－	－	18	0	
金	融	業	、	保	険	業	268,885	254,356	22,810	28,703	53,029	55,180	－	0	－	－	
不	動	産	業	47,096	44,390	36,214	35,596	10,882	8,793	8,793	－	－	－	－	72	34	
物	品	賃	貸	業	9,346	9,825	3,161	3,142	5,808	6,106	－	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業	3,249	4,037	2,699	3,486	550	550	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
宿	泊	業	152	118	152	118	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲	食	業	4,212	3,910	4,212	3,910	－	－	－	－	－	－	－	－	9	19	
生活関連サービス業、娯楽業	3,686	2,825	2,885	2,625	800	200	－	－	－	－	54	89					
教	育	、	学	習	支	援	業	1,204	1,306	1,104	1,206	100	100	－	－	－	－
医	療	、	福	祉	10,486	9,962	10,486	9,962	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	7,469	7,086	6,935	6,965	534	120	－	－	5	1
国・地方公共団体等	81,135	93,416	23,439	21,942	57,696	71,474	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
個	人	118,272	120,530	118,272	120,530	－	－	－	－	－	－	－	－	－	195	231	
そ	の	他	14,905	15,824	168	136	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
業	種	別	合	計	783,884	782,512	352,441	354,952	222,371	239,989	－	0	487	602			
1	年	以	下	174,661	143,386	33,476	30,818	21,143	18,678	－	0						
1	年	超	3	年	以	下	124,556	132,464	17,652	21,103	41,825	42,789	－	－			
3	年	超	5	年	以	下	68,959	59,650	30,689	30,228	38,152	29,113	－	－			
5	年	超	7	年	以	下	56,595	61,034	33,612	29,562	22,920	31,462	－	－			
7	年	超	1	0	年	以	下	92,153	98,438	44,819	46,157	41,330	46,277	－	－		
1	0	年	超	218,591	234,719	164,389	165,606	54,202	69,112	－	－						
期間の定めのないもの	33,864	37,329	27,633	31,339	2,796	2,555	－	－									
そ	の	他	14,501	15,489	168	136	－	－	－	－	－	－					
残	存	期	間	別	合	計	783,884	782,512	352,441	354,952	222,371	239,989	－	0			

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。

3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

4. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△40	479	△36	444
個別貸倒引当金	124	3,378	△425	2,953
合 計	84	3,857	△461	3,397

Ⅱ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製 造 業	186	△843	2,595	1,752	—	11
農 業、林 業	3	5	3	8	0	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	△21	29	27	56	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	10	—	10	—	2
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	8	9	21	30	—	—
卸売業、小売業	28	△22	82	60	—	5
金融業、保険業	—	0	—	0	—	—
不動産業	△108	329	348	677	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	△7	11	4	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	20	△11	39	28	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	9	38	25	63	—	—
教育、学習支援業	—	11	—	11	—	—
医療、福祉	2	16	11	27	—	—
その他のサービス	0	3	7	10	—	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	△3	5	206	211	3	16
合 計	124	△425	3,378	2,953	5	39

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	—	178,681	300	190,131
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	27,970	100	24,328
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	37,937	186,700	40,848	168,757
35% (抵当権付住宅ローン)	—	24,809	—	23,606
50% (格付適用債券、3月以上延滞債権)	91,387	12	102,212	8
75% (中小企業等・個人向け債権)	—	100,168	—	97,045
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3月以上延滞債権等)	14,860	118,336	12,344	120,403
150% (3月以上延滞債権)	—	183	—	160
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	—	2,734	—	2,265
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	—	—	—	—
その他 (上記区分に該当しないもの)	—	—	—	—
合 計	783,884		782,512	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 3月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。

4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	2,611	2,549	32,495	34,936	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 連結される子会社及び子会社等においては、リスク削減手法を適用していませんので、開示額は単体と同様です。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン 合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	0

	担保による 信用リスク 削減手法の 効果を勘案する前の 与信相当額		担保による 信用リスク 削減手法の 効果を勘案した後の 与信相当額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
① 派生商品取引合計	—	0	—	0
(i) 外国為替関連取引	—	0	—	0
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	0	—	0

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

- b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2020年度 オンバランス 取引	2020年度 オフバランス 取引	2021年度 オンバランス 取引	2021年度 オフバランス 取引	2020年度 オンバランス 取引	2020年度 オフバランス 取引	2021年度 オンバランス 取引	2021年度 オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

- b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳
再証券化エクスポージャーの保有はありません。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,127	4,127	3,424	3,424
非上場株式等	3,518	—	3,514	—
合 計	7,645	—	6,939	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売 却 益	80	203
売 却 損	19	16
償 却	—	23

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	1,419	957

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	51,920	57,852
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ハ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	24,499	21,008	964	720
2	下方パラレルシフト	0	0	0	50
3	スティープ化	20,678	16,572		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	4,374	3,400		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	24,499	21,008	964	720
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	47,773		46,941	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

開示項目一覧

【信用金庫法施行規則に基づく開示項目】

■単体ベースの項目

●132条第1項第1号に関する事項	
金庫の概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	17
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	17
ハ 会計監査人の氏名又は名称	17
ニ 事務所の名称及び所在地	31
●132条第1項第2号に関する事項	
金庫の主要な事業の内容	26
●132条第1項第3号に関する事項	
金庫の主要な業務に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	4～6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	6
(2) 経常利益	6
(3) 当期純利益	6
(4) 出資総額及び出資総口数	6
(5) 純資産額	6
(6) 総資産額	6
(7) 預金積金残高	6
(8) 貸出金残高	6
(9) 有価証券残高	6
(10) 単体自己資本比率	6
(11) 出資に対する配当金	6
(12) 職員数	6
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
●主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	6
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	6
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	6
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	7
(5) 総資産経常利益率	6
(6) 総資産当期純利益率	6
●預金に関する指標	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	7
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	7
●貸出金等に関する指標	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	8
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	8
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	9
(4) 用途別の貸出金残高	8
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	8
(6) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	9
●有価証券に関する指標	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	9
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	10
(3) 有価証券の種類別の平均残高	9
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	9
●132条第1項第4号	
金庫の事業の運営に関する事項	
イ リスク管理の態勢	21
ロ 法令遵守の態勢	22
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況	8～11
ニ 金融ADR制度への対応	23

●第132条第1項第5号に関する事項

金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	1～5
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12
(2) 危険債権	12
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	12
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	12
(5) 正常債権	12
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	19～26
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	9～10
(2) 金銭の信託	10
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	11
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	7
ヘ 貸出金償却の額	7
ト 会計監査人の監査を受けている旨	5

●第132条第1項第6号

報酬等に関する事項	
金庫の業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	13

■連結ベースの項目

●第133条第1号

金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	3
ロ 金庫の子会社等に関する事項	
(1) 名称	3
(2) 主たる営業所又は事業所の所在地	3
(3) 資本金又は出資金	3
(4) 事業の内容	3
(5) 設立年月日	3
(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3
(7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3

●第133条第2号

金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	14
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況	
(1) 経常収益	14
(2) 経常利益	14
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益	14
(4) 純資産額	14
(5) 総資産額	14
(6) 連結自己資本比率	14

●第133条第3号

金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	14～18
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12
(2) 危険債権	12
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	12
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	12
(5) 正常債権	12
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	27～34
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	18

【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示事項】

●第7条

資産の査定の公表	12
----------	----



たひし ホームページ <https://www.ogakiseino-shinkin.co.jp/>